



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

平成27年12月18日

化学物質を製造または 取り扱う事業主の皆様へ

【照会先】

労働基準部健康安全課

課長 幸地光彦

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402

強度の変異原性が認められた化学物質について関係防止対策指針に基づく措置をお願いいたします

標記について、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針(別添1)」を示して、関係事業主の皆様へ当該指針に基づく措置の実施を要請しております。

今般、別添2のとおり、変異原性試験等の結果から新規化学物質を公表した中より45の届出物質、既存化学物質から25物質について強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

つきましては、上記の化学物質を製造または取り扱われている事業場におかれましては、指針による措置の実施をお願いいたします。

また、用途や構造式の情報については別添3のとおりです。

関係資料

- 「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針(別添1)」
- 「変異原性が認められた化学物質(別添2)」
- 「変異原性が認められた届出物質に関する情報一覧(別添3)」

